

掲示期間 4.25-5.4

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月25日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長訓令第5号

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表1（1）の表の同表13の項を次のように改める

13 附属機関に対する諮問に関すること。（特に重要なものを除く。）	○		
-----------------------------------	---	--	--

別表1（2）の表の同表2の項，3の項，及び6の項中「，事務局参事，課長等」を削り，「課等の職員」を「事務局参事，課長等，課等の職員」に改め，同表4の項を次のように改める。

4 職員の外国出張を命令すること。	○		
-------------------	---	--	--

別表2 教育職員課の表の4の項を次のように改める。

4 非常勤職員の公務災害補償等を認定し，及びその補償の裁定をすること（新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける者に限る。）	重要なもの	軽易なもの	
--	-------	-------	--

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。